

想いは世界に、働きは地元で

— 地域に根ざす国際社会福祉実践の諸モデルと国際社会福祉教育 —

小島 蓉子

はじめに

世界を東西の大國が緊張にみちた力関係で維持していた時代も、東の経済の衰退で終焉をとげた。イデオロギーで強く結束を求めていた旧ソ連の保守勢力の力が弱まると、そこから反動的に吹き出したのが民族自立へのパワーであり、よりよい生活や、親族再会を求めて認められなかった労働者の移動に関する市民的自由権の主張である。

今日の外国人労働者の流れは、東欧からドイツ、フランスなどに、宗教戦争で不安定なアイルランド及び政治的不安定で雇用機会の少ないラテンアメリカから北米に、内戦の続くインドシナ半島及び東南アジアから日本へと続く。

先進工業国の製造、建設、病人介助などの底辺のいわゆる3Kの業種で、その国の人々がつきたがらないポストが、「職種をかまわずお金のためだけに働きたい」と言う外国人労働力の吸引力ともなって、移住労働の流れは、賃金の低い地域から高い地域へ流れるという軌道を作っていく。

社会保障、社会福祉の制度というものは、そもそも、その国の住民のために作られたものであるが、同じ国の労働者の中に多民族、多国籍の人々が混在すると、その制度は、どの範囲まで、外国人への適用が公認されるのかといった、当時の法適用の弾力性がテストされることになる⁽¹⁾。

また、人間の国際間移動によって、良い文化的影響力もいち早く他国に導入される一方、病気や犯罪も国際移動をまぬがれない。麻薬中毒やエイズの制圧も、各国が協力しなければ出来ず、一国

の飢餓は世界の他の国の資源を動員しなければ救うことも出来ない。また、多くの住民を混乱と欠乏におとし入れる局地戦も、国際連合の許に各国が協力し合わなければ、戦争の抑止と、平和を回復することは出来ない。

かくて、グローバルな平和と福祉には、世界各国の「相互依存関係」(Interdependency)が新しい社会秩序の原理となって来た。

一国内の社会福祉実践であっても、問題の発生が国際問題に起因する生活問題への対応をせまられるることは、今日、世界的に共通して言えることである。

国際化する社会福祉実践を支える社会福祉教育も国際化をせまられる中で、1992年7月、ワシントンD.C.で開催された第26回、国際社会福祉教育会議は「国際社会福祉教育」をワークショップでとりあげ、世界の社会福祉系大学の教育実践のガイドラインとなる新しい文献をもとに、国際化する教育実践論が論議された。

国際会議での論調をふまえ、この論文ではわが国の国際社会福祉教育の出発点となる次の問題を考察していきたい。

1. 国際社会福祉の対象認識の枠組みは何か。
2. 国際社会福祉実践は、いかなるレベルのいかなるモデルで展開されるのか。
3. 国際社会福祉教育の教課内容と実習はいかなるものとなるのか。
4. わが国の国際社会福祉教育は、いかなる発展課題をもっているのか。
など諸点を明らかにしていきたい。

I 国際社会福祉実践の ターゲットシステムとは

国際連合総会の分身であって、社会・文化を担当する第三委員会は、年を重ねても、結論に至ることのない世界の福祉問題をくり返し論議している。それらが大量貧困、飢餓、自然災害などの一般的な問題の他、同じ環境の中にあって最も傷つきやすい人々、即ち、児童、女性、障害者、移住労働者、などの人権問題である。

かような国際連合の人権視点からのターゲット・システムを端的に示す文献⁽²⁾が、『人権教育：社会福祉系大学と専門家へのマニュアル』(United Nations, *Teaching and Learning about Human Rights: A Manual for Schools of Social Work and Social Work Profession*, Center for Human Rights, Geneva, 1992, 104pp)として1992年7月、国際会議と期を1にして国連人道センターから出版された。

本書は、国際連合レベルでの人権のとらえ方と、それへのマクロの対処方策へのガイドラインとして貴重な文献である。

1. 国連の人権問題の枠組み

人間の尊厳が傷つけられる条件を、人権センターは次の5つに分類する。

- ① 貧困
- ② 性差別
- ③ 人種差別
- ④ 宗教的不寛容
- ⑤ 環境と発展の悪影響

「貧困」は発展途上国の福祉の原点である。その国の自然的条件、長い植民地支配の結果、独自の産業が伸びなかしたこと、教育政策の欠如で仕事が求める労働力人口が育っていないこと、戦争によって生産設備が破壊されてしまったこと、な

ど人災・天災さまざまな原因の結果である。それと同時に、それらが原因となって、又更に経済的、社会的貧困や不衛生や疾病を生むなどという発展途上国・特有の貧困の悪循環が生じる。

「性差別」は宗教や文化にも深く関係するが、女性故に一個の人間として扱われず、搾取、抹殺、暴力の被害を受けるという実態⁽³⁾は、アジア、アフリカなど、発展途上国でより深刻な問題である。

「人種差別」は、世界文明を先取りした白人による他の人種への迫害が多く、殆ど各国の社会の中に顕在的、潜在的に存在している。人種差別は奴隸制の名残である一方、ごく最近までは「南アフリカ」が「アパルトヘイト政策」を以て、黒人種を政治的、社会的に差別した。国際連合は「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」を1965年に採択して対抗し、国際世論の圧力や交流の断絶でアパルトヘイト政策に対抗した国々も多い。黒人が政権の座についている他のアフリカ各国では、黒人種差別こそ少いが、ケニアなどでは、部族間差別はいちじるしい。人種のみならず差別問題は、年齢差別、身分差別、健康状態による差別、階層差別などというように、人間の生活心理の醜態をさらけ出す。その撤廃こそ理想だが言うは易く、精神改造は人間本性に根深くかかわる問題とされている。

「宗教的不寛容」については、宗教のもつパラドックスである寛容（タテマエ）と不寛容（ホンネ）の2面の相剋に起因する。アイルランドの内戦、イスラエルとアラブの抗争、北部インドのヒンズー教徒による回教寺院の破壊など、人類に幸福を約束しようとする宗教の反面で、かたくなな不一致が、人類を窮屈の不幸に陥し入れている。

「環境と発展」は、普通、人間生活の利便に奉仕する概念である。しかし、人間が目先の利益や不注意によって、かけがえのない環境を傷つければ、自然是人間を益する機能を失い、逆に災害源

となって人々の健康や生命を死滅へと導きもする。産業の発展や開発はそもそも望ましい期待の中で進行したが、それによって生態系が痛めつけられ、開発も限度をこえれば人間は逆に乱開発の犠牲を被ることとなる。

以上、人権保護の前提には、これら5点の一般的配慮が必要であることを、国際連合人権センターは論じている。

2. 人権擁護を必要とする人々

人権の監視役である国際連合は、同等の劣悪環境下でも最初に痛めつけられやすい状態(Valnerable)の人々に特別の関心を払っている。

それらを特記すれば、

- ① 児童
- ② 女性
- ③ 老人
- ④ 障害をもつ人々
- ⑤ 身柄を拘束されている人々、服役者
- ⑥ 難民
- ⑦ 移住者 であり、

そして、援助の医学的対応策が未だ定まらない

⑧ エイズ感染者 などである。

飢餓のソマリア、ビアフラや、内乱のポスニア・ヘルツェゴビナ、末期のシャウシェスク政権下のルーマニアなどでも、一番先に被害を被っているのは「幼児・児童」である。彼らは病気や事故への抵抗力が弱く、自ら被害を避けられない存在であるからである。児童虐待のような問題は先進国であっても存在するため、児童問題には、国連では人道センターのみならず、ユニセフ、ユネスコ、WHOなどが児童の保護と健全育成にかかわる。

「女性」がいかなる地位にあるかは、1975年の国際婦人年前後に、相当の議論が行われた。発展途上国では、宗教もからんで女性が差別や抹殺の犠牲になるが、先進国にも問題が無い訳ではない。

女性が雇用、結婚、社会参加、政治参加などに巧妙に差別されることは先進工業国にもあり、国連機関のみならず、婦人NGO諸団体が活発に婦人の地位向上への運動をおこたりなく行い、社会的不平等を監視しなければならない。

「老人」人口は、先進工業国に増加している傾向にあるが、発展途上国では、医療、社会保障、生活環境など、様々な施策が皆無に近いので、よく生きる条件にめぐまれない故に平均寿命が短い。また、生きながらえても、長寿を喜べない生活の質の下落が問題視されている。

「障害を持つ人々」は、いかなる障害を負っていても人格的に平等であるのに、形態異常や機能低下の結果、彼らは直ちに社会的に不利な立場に立たされることになる⁽⁴⁾。1981年の国連による国際障害者年に当り、本人たちを取りまく社会の問題が指摘されたが、社会、職業、学校などの生活場面での差別は未だ解消されておらず、国際連合も「障害者の10年」（1983～92）をこえて、「万人のための社会づくり」のキャンペーン（1993～2002）に本年を期して更に取り組もうとしている。

自らの権利の主張で弱い立場にある人々はまた、「捕虜や刑務所の服役者」など、運命を完全に他人に明け渡し、身柄が拘束されている人々である。政治的立場による幽閉者などは、別な見方では正義の側の人間が人権を取り上げされることもある。国連は、そこで、アムネスティ・インターナショナルのような国際的にネットワーク網を持つNGOと協力して、風前の燈火のような生存状態にある人々の実態を調査し、その人権を最大限、弁護しようとしている。

「難民・避難民」など、生活の場を奪われた人々は、衣食住など人間の品位を保つ生活資材にも事欠き、生存の危機に見まわれる。国連の難民高等弁務官事務所は、これらの人々の人権の見張り役として国連が定めたものである。

「移住者」は言語、風習を異にする社会で働き、生活していかなければならないために、コミュニケーション能力が幅を利かす普通の生活をすること自身が課題である。これら労働者やその家族は、大多数の市民の中の少数者で、文化・言語の違いから、誤解されたり、差別されたり、機会を失いややすい弱い立場に立つ。わが国がこの問題に直面したのは、経済成長が定着した1980年代以降のことと、単一民族国家を自認していた日本の国際化時代の福祉課題の代表的なものである。

3. 国際連合における人権対策

1) 国際連合の基本的立場

国連が人権に対していくべき立場で臨むかの原典は、「世界人権宣言」（1948年）にある。1966年には「国際人権規約」を採択し、その後

も、現在までに、多くの人権関係の「宣言」（表1）や「条約」（表2）を採択してきた。

表1 国際連合による主要人権宣言

名 称	採択年
開発の権利に関する宣言	1944
あらゆる形態の宗教的不寛容の撤廃に関する宣言	1981
戦時下の婦人と子供の保護に関する宣言	1974
精神薄弱者の権利に関する宣言	1971
障害者の権利に関する宣言	1975

外務省国連政策課及び国連広報センター調べ

わが国は国内法の整備状況と矛盾しない条約から慎重に加入や批准を行っている。「児童の権利に関する条約」はわが国では準備段階にあり、「すべての移住労働者及びその家族構成員の権利の保護に関する条約」についてもわが国は早急にかかわり方を検討してほしいものである。

表2 国連が中心になって作成した条約のうち、人権と福祉に關係の深い諸条約

名 称	採択年月日	発行年月日	わが国締結の有無
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	1966. 12.16	1976. 1. 3	○
市民的、政治的権利に関する国際規約	1966. 12.16	1976. 2.23	○
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約*	1965. 12.21	1969. 1. 4	×
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	1979. 12.18	1981. 9. 3	○
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949. 12. 2	1951. 7.25	○
難民の地位に関する条約	1951. 7.28	1954. 4.22	○
難民の地位に関する議定書	1967. 1.31	1967. 10. 4	○
婦人の参政権に関する条約	1952. 12.20	1954. 7. 7	○
拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い 又は刑罰の禁止に関する条約*	1984. 12.10	1987. 6.26	×
児童の権利に関する条約*	1989. 11.20	1990. 9. 2	×
すべての移住労働者及びその家族構成員の保護に関する国際条約*	1990. 12.18	—	×

注：*假証、外務省国連局調べによる。

2) 国連によるキャンペーン活動

国連がいかに立派な宣言を採択し、条約を作ったとしても、世界各地の市民にその宣言が理解され、少数者への意識に変化が起こらなければ、人権意識に前進がもたらされたとは言えない。

そこでグローバルな問題への社会意識の変革の戦略として、国際連合は、記憶されるべき日や週間、年などを設定してPRをはかる⁽⁵⁾。

国際ディ (International Day) 、国際週間 (International Week) 、国際年 (International Year) 、及び国際の十年 (International Decades) は、社会の人々にインパクトを与えるなければならないトピックスにちなんでとりあげられる。

次の「表3」は国際年のうつり変わりである。

表3 国際年の変遷

年	名 称	英 字 名
1957	国際地球観測年	International Geography Year
1959～60	国際難民年	World Refugee Year
1960	世界精神衛生年	World Mental Health Year
1961	国際保健医療研究年	International Health and Medical Research Year
1961	世界種子年	World Seed Year
1961～65	大陽極小期国際観測年	International Year of the Quiet Sun
1965	国際協力年	International Co-operation Year
1966	国際米の年	International Rice Year
1967	国際観光年	International Tourist Year
1968	国際人権年	International Year for Human Rights
1970	国際教育年	International Education Year
1971	人種差別と闘う国際年	International Year of Action to Combat Racism and Racial Discrimination
1972	国際図書年	International Book Year
1974	世界人口年	World Population Year
1975	国際婦人年	International Women's Year
1979	国際児童年	International Year of the Child
1981	国際障害者年	International Year of Disabled Persons
1982	南アフリカ制裁国際年	International Year of Mobilization for Sanctions against South Africa
1983	世界コミュニケーション年	World Communication Year
1985	国際青年年	International Youth Year
1985	国際森林年	International Year for Forest
1986	国際平和年	International Year of Peace
1987	家のない人々のための国際居住年	International Year of Shelter for the Homeless
1990	国際識字年	International Literacy Year
1992	国際宇宙年	International Space Year
1994	国際家族年	International Year of the Family

外務省国連局調べ

3) 国連の人権関係機関とその活動

人権を守るための福祉的、人道的活動は、国連総会が設置した機関及び、国連の専門機関の活動を通じて行われている。

(a) 人権に関する国連組織

国連では国連憲章にもとづき、国連総会が人権、社会問題を扱うことになっており、その審議の実際には「国連総会」と、その分身である「第三委員会」が当たっている。

国連憲章にもとづき、国連総会を代表して、すべての人間の市民権的自由権を見守り、勧告を作成するのが「国連・社会経済理事会」である。理事会は、そのもとに「人権理事会」と幾つかの「特別人権理事会」を設置している。

人権理事会は、国連機関、非国連国際組織、N G O、各国の運動体などの中から選抜した26人の個人から成るが、委員達は国益代表の性格は持たず、個人の専門性によって、時の懸案となっている人権問題の審査・解決に当たっている。

国連の総会、社会経済理事会、人権理事会及びその他、国連機関が人権問題を扱う場合、事務局を専門的に支えるのがジュネーブに本拠を持つ「人権センター」である。このセンターは、人権問題の調査、人権対策実施上の助言、技術協力を一方、人権に関するN G Oの組織との仲介、出版事業及び、情報の伝達などにも当たる専門機関である。

(b) 人権に関する国連機関

国連の設立当初から問題にして来た人権問題の焦点は、衣食住・医療に欠け、人間らしい生活を保障されない児童、難民・避難民(the displaced)・無国籍者・引揚者、そして、劣悪環境下(地理的、生理学的、ゴミ等社会的理由)に生活を余儀なくされる人々のことであった。かかる視点から国連決議に基づいて設立された機関は次のものとなった。

- 児童の人権を守るための、The United Nations Children's Fund (UNICEF: ユニセフ)
- 難民や定住地を追われた人々のための、United Nations High Commissioner for Refugees (国連難民高等弁務官)
- 健康な環境づくりをとおしての人権擁護

護のための、United Nations Environment Program (国連難民計画)

(c) 国連専門機関

国連専門機関には、保健、労働、農業、交通、通信、などに関するものがあり、特に人権関係の3主要専門機関は、

国際労働機関(I L O、本部ジュネーブ)
世界保健機構(W H O、本部ジュネーブ)
国連教育科学文化機関(U N E S C O、本部パリ)である。

(d) 地域経済委員会

国連の専門機関や、経済社会理事会の決定や課題を地域別に受けて活動しているのが「地域経済委員会」で、世界5ヶ所に拠点がある。それらは、

アジア太平洋経済社会委員会
(E S C A P: バンコック)
西アジア経済社会委員会
(E S C W A : バクダット)
アフリカ経済社会委員会
(E C A : アジスアベバ)
欧州経済委員会
(E C E : ジュネーブ)
ラテンアメリカ経済委員会
(E C L A C : サンチャゴ)である。

4) 国連による人権政策の実践過程

国連が問題への対応として用いる介入の方法は問題により、又問題状況の広がりや規模によって、異なるシステムを組み、資源を動員している。

以下、いかに問題を発見するか、いかに対応するか、そして問題分析の視点は何かを要点的に述べてみたい。

(a) 問題の発見

問題の発見に当たっては、次の質問がチェック

クポイントとなる。

- ① どこに問題が起こっているか、どこに入手可能な問題に関するデータがあるか。
- ② どの位の人口がその問題に苦しめられているのか。
- ③ 様々なグループの人々に問題はどのような現れ方をとっているのか。
- ④ その問題に苦しむ人々に対する当時国の人権擁護の対策はどこまで有効性があるか、そしてその人権問題のどの範囲まで国際機関で対応することができるであろうか。
- ⑤ 次の問題に対して、当時国と、その国内にあるNGOプログラムはどこまで対応しようとしているか。

国連援助に当たっては以上のこと柄の適正なアセスメントが行われることが先ず行われなければならない。問題性の認識や、当時国の対処能力の見つもり（アセスメント）が、きちんとしていないと、かえって内政干渉になったり、当時国のやる気を損ねることになる危険があるからである。

(b) 問題への対応

問題を提示される時、それに対応するソーシャルワーカーは、問題がどのレベルで発生しているかを見極めて対処しなければならない。即ちレベルとは

ミクロ (micro)

メゾ (meso)

マクロ (macro)

の何れかであり、その対処の担い手は

個人 (individuel)

集団 (group)

地域 (regeon)

国家 (nation)

国際社会 (international)

の何れかとなる。

問題の広がりの測定を経て、ソーシャルワーカーは、介入策の機能の大綱を選択せねばならない。それらの選択肢は、

治療的、改良的 (remedial)

予防的 (preventive)

発達的 (developmental)

問題の性格により、ソーシャルワークが介入しても効果が上がらない問題もある。ワーカー機能に限界があるならばそれを補完する他の専門職や、機関や資源と関係づけて、その人権問題の解決方策を遂行していくことが求められる。ここでも包括的でジェネリックなソーシャルワークの方法論が必要とされている。

(c) 人権視点の2極性の理解

人権確保への方策を概念化するための道具となる概念には次のものがある。それぞれの問題はこれらの概念の両極の内のどこかに位置づけられている。その位置の確認から介入の手がかりが得られるのである。

概念の両極性

ニーズ	↔	欲望
満足	↔	不満足
権利	↔	自由裁量(discretion)
正義	↔	不正義
個人的	↔	集団的
連帯性	↔	個別性
力量	↔	無力
責任	↔	無責任
葛藤	↔	解決・帰着
自律性	↔	依存性

II 国際社会福祉実践と教育の3モデル

国際的な性格の人間社会の問題を地域ベースで扱う戦略の様々を世界で初めて類型化した研究者に、ペンシルバニア大学教授のリチャード・エスティス（Richard J. Estes）博士（以下エスティスという）がある。エスティスはその著、*Internationalizing Social Work Education: A Guide to Resources for New Century⁽⁶⁾*を通して21世紀のソーシャルワーク実践が国際化する必然性を予見し、過去半世紀にわたって培われた国際社会福祉の実践様式を、3つのモデルに分類した。エスティスは、世界人類のニーズの充足と地球資源そのものの保全の責任は、ひとりソーシャルワーカーに課せられる課題ではなく、すべての科学と、科学者及び地球市民すべての責務であるとする。その中でソーシャルワーカーは自らの特性と限界を知り、ソーシャルワークの特性を他の専門との関係の中に生かしてゆくことを提案する。関連科学とは、歴史学、哲学、社会学、政治学、経済学、心理学、教育学、行政学、などであり、それらの専門分野が提供できるものを次のモデルの戦略の中で生かすことを提案する。

その3つのモデルとは

- 1 社会福祉 (social welfare) モデル
 - 2 社会開発 (social development) モデル
 - 3 新世界秩序 (new world order) モデル
- である。

第1の社会福祉モデルは、社会福祉機関及び組織に基づいて働くソーシャルワーク専門職の活動を国際社会福祉問題に拡大させて考えるモデルである。ソーシャルワークの専門的価値が社会福祉活動の国際版に貫かれる。一方、社会福祉モデルで国際ソーシャルワーク研究を考えると、比較ソーシャルワーク、社会福祉専門職や、制度や、ネットワークの国際比較などが含まれる。

第2の社会開発モデルは、必ずしもソーシャルワーク実践の1分野と見るよりは、教師の識字運動からの村づくり、保健婦による村ぐるみの伝染病退治と健康づくり、農業指導者による植林を突破口とする村おこしなど、多専門職がリーダーシップをとることもある人間の危機状態の援助方策である。ソーシャルワークから見ると基本的にはコミュニティ・オーガナイゼーションの諸モデルの中の1つと位置づけられる実践方法である。

このモデルが発動される時の対象は、人間らしい生活を取り上げられる人々、無力な状態 (powerlessness)、社会的不平等のもとにある人々である。このモデルによる実践の窮屈のゴールは、あらゆる形態の社会的抑圧、社会・経済的不平等、国家及び世界規模での組織・未組織の暴力などを除去して、人間らしさを回復させたり、作りあげたりしようとするものである。

技術の基礎はグループ・ワークとコミュニティ・オーガナイゼーションの実践方法の応用であり、ターゲットは、個人、家族、小集団、近隣組織、地域、州、国、世界圏域、世界そのものである。

第3の新世界秩序モデルは、過去に過ちをおかして来た世界秩序を再編成するのがねらいの手法である。この言葉は、脆い宇宙やエコシステムを破壊から護る運動や、特定の政治家が好んで使う用語であったりして、手法や戦略が明確に確定されることもなく流布した概念であった、としながらも、エスティスは、「これも、国際ソーシャルワークの中では成育しうるモデル」であると考えて理論を構築しようとしている。

このモデルの実施原則としては、①自らや自らの組織の発達のために市民が最大限参加する、②平和の達成、③世界のどこにも存在する人間の基本的ニーズの充足、④権力をもつ者の一方的利益追求がエコシステムを破壊するので、加害勢力を抑制し、バランスを取り戻すこと、などであると

する。又このモデルでは、限りある資源の専有や、競争よりは「共有」と「共生」を価値とし、自然資源の搾取よりは保存・保護を大切にしようとする考えに基づいている。

このモデルは、その特性として、理想主義的であり、柔軟な頭脳からの発想ではあるが、やり方によっては、過激で非現実的となり、理想の割に実益のない努力になることもあるという欠点も持つ。現実社会のいかなる状況下にも応用性がある介入方策だとは考えられないという本モデルの限界についても言及されている。

1. 3つの実践モデルの特質

エスティスはさきにあげたモノグラフの中でこれら3つの国際ソーシャルワーク介入方法のモデルにつき、共通の要素即ち、起源、価値、国内的枠組み、変革目的……等々にわたって、組織的な分析を行っている。

エスティスの試みは、あまりにも深く広く展開されているので、多くの人々に理解していただくために、そのポイントを筆者が要約したのが、次表の「表4」である。

表4 国際社会事業実践の類型化と各モデルの特徴

	社会福祉モデル	社会開発モデル	新世界秩序モデル
1 起 源	人種、国籍、性別、年齢、障害、病気などにより、欲求充足に困難が生じる。	歴史の中で形成された旧植民地には、内発的発展が抑圧され、一方自然条件に恵まれない国土を持った国は、国としての成長・発展に支障が生じた。	“北”の諸国が“南”を支配し、利用した結果、“南”は北の使役によって依存状態を強いられ、今や“南”的疲弊が重なって、地球全体の平和共存をゆるがすことになった。
2 価 値	(1)自己実現を援助するのが地域の責任 (2)セルフ・ヘルプ (3)相互扶助 (4)利他主義 (5)人道主義 (6)協力 (7)公正な配分 (8)自己決定 社会安全ネットとしての福祉制度の構築	(1)自覚 (2)公正な配分 (3)非搾取の正当化 (4)脱“部族根性” (5)協力 (6)“人間主義” (7)参加 集団の中で個人を解放し個人と集団のエンパワーメントを達成せしめる	(1)人間の共通性 (2)非暴力 (3)基本的ニーズの充足 (4)基本的人権の尊重 (5)多元性・二元性の社会原理 (6)非血統主義 (7)万人参加の必要性 競争ではなく、世界万人の協力と分担を必要とする 搾取なき世界の保全を協調
3 国 内 的 枠 組 み	人種、社会階層、宗教などに起因する国際社会福祉問題に現存する社会は対応し切れない。社会・経済・政治面から取り組むには社会正義の考え方と高度の政治的判断が必要とされる。	問題解決に立ち上がる当事者を地域社会が支援すべき。態度変容には長時間かかるが常々内発的変容の必要性をPRする。世界的行動は、各地の覚醒を積み重ねて流れを作ること。	秩序のない世界はカオスである。国内にルールが出来なければ人種、階層、身分の差別などから生まれた国際社会福祉問題の当事者は、社会資源や機関に行き着くことが出来ず、世界は貧しい人々、怒れる人々、弱い人々を抱えてバランスを失うであろう。

(表4つづく)

	社会福祉モデル	社会開発モデル	新世界秩序モデル
4 社会の変革目的	社会成員の正当な“権利”として、誰でもどこでも必要なサービスを受けられ、資源を利用できることが普遍的な福祉社会、発展の目的。	すべての人が社会づくりに参加し、社会経済的利益をエリートが一人じめするのではなく、万人が平等に享受しうる社会の実現に向かう。	(1)同じ問題を持つ人々が最大限、発言に参加 (2)世界平和維持と戦争の予防 (3)世界のどこであっても苦境にあえぐ人があれば援助の手をさしのべる (4)社会的援護と支援のシステムを作ること (5)社会資源の公正分配 (6)自然環境の保護と回復
5 社会変革への促進力	<ul style="list-style-type: none"> •新しい社会的ニーズの指摘とそれへの応答の相乗作用 •無視されて来た集団の側に立つ政党からの政治的圧力 •社会的調和への社会一般人の支援 •制度の被害者を減少させてより高度の国民国家を作りたいとする願い 	<ul style="list-style-type: none"> •かつて迫害されて来た人々の醒めた社会的関心 •不平等を改革しようとする人々の願い •変革努力は不利な立場にあった人々の集団行動によって成就される •いわゆる“エリート”は不本意ながら、可能な社会資源を被压迫者と譲り合ふことに同意するようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> •危機が以前までの体制を克服させる その危機は次のことの結果として現れる。 <ul style="list-style-type: none"> (1)現存する秩序では新しい問題を解決できない (2)古い秩序の再構成ということが一般人の考え方となる (3)世界的な混乱が起れば基本的な変革をせずにはすまされない
6 社会変革へのソーシャルワークの貢献	<ul style="list-style-type: none"> •ソーシャルワークを国際化させることにより、福祉が世界の平和、正義、社会保障の進歩に貢献していることが判然となる。 •ソーシャルワーカーや社会事業が乏しい社会資源を“持てる人々”から“持たざる人々”に再分配する社会機能であると人々が認めるようになる 	<ul style="list-style-type: none"> •潜在能力の開発により世界中の抑圧されている人々を解放する。 •ソーシャルワーカーの知識、価値、方法が、社会変革のために十分応用されうる。それは、グループワーク、コミュニケーション、ソーシャルプランニング、ソーシャルアドミニストレーション、及びコミュニティディベロップメントの技術による。 	<ul style="list-style-type: none"> •ソーシャルワークの統合的実践により、ソーシャルワーカーは社会的、物質的に権利剥奪状態にある人々の立場に立ち、彼らには新しい発展のためのリーダーシップを発揮する場が与えられる
7 主な介入方法	<p>国際的な生活問題を持つ人々のニーズにそって個別的、集団的なソーシャルワークを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)社会的、物質的なニーズの充足 (2)社会システムに参加できるよう人々の対応能力を高める (3)自らの問題を自らで処理する能力を最大限高める (4)人々のエンパワーメント 	<p>社会開発のために人々の主体的な社会参加、セルフヘルプ、相互援助を促す。介入課題は、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)自らふりかかっている圧迫について自覚せしめる (2)多くの人々がサービスを利用しうるように社会資源作りをする (3)有力者とストレスの中にある人々との間の葛藤の軽減、除去 (4)部族、仲間利益中心性から解放し、国家成員の正当な構成員であることを各人に自覚させる 	<p>ソーシャルワークのすべての技術を応用し、次のような介入を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)小さな利害意識を克服し、新しい秩序をもつ国の一員として、アイデンティティの拡大をはかる。 (2)同じ問題をもつ人々が世界中にいるとの認識で、新しい国家間秩序の形成に向かう。 (3)国家間、政府間、及びNGO機関同士の中に、ネットワーキング技術で介入。 (4)世界の関心から忘れられている少数者にアウト・リーチし、世界的な変革努力の中に組み込んでいく。

(表4つづく)

	社会福祉モデル	社会開発モデル	新世界秩序モデル
8 介入のターゲット	<p>援助を必要とする個人と集団。エコロジカルソーシャルワークの視点でターゲットは2重焦点とする。</p> <p>介入の優先順位は、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)社会的に傷つけられやすい人々（障害者、有病老人、虐待児童など） (2)被圧迫者グループ (3)社会システムへの新参者（例えば難民、移民など） 	<ul style="list-style-type: none"> ●個人、集団、近隣、地域で開発を必要とするもの ●社会システムの中に組みこまれていない人々（例えばスラムの住民、移民、難民、貧困者、ホームレスの人々、ストリートチルドレン、路上生活者など） 	<p>制度的不備のために現社会機構では生活しえず、社会の再編成を求める人々。</p> <p>新しい世界秩序作りに働きかける担い手としては、土着民、特別な目的の集団（民族の自覚から新しい国づくりにむかう人々など）連帯の同士（DPAなど）、地域、国、圏域、2国間、国際間の社会集団と、その支援組織など</p>

2. 3つのモデルに対応する社会福祉教育

以上の3つのモデルの国際社会福祉実践の何れかの実践者を世に送り出すには、そのための教育が必要である。

国際社会福祉教育では国際社会福祉問題そのものを知ると共に、現に国際社会福祉問題を取り扱う場で対処技術を習得していく実習も必要とされる。

エスティスは国際社会福祉実践とその隣接領域の実践例を調べ、実践には専門的なかかわりの程度で3つのレベルがあることをつきとめた。そして国際社会福祉教育としては3つのレベルのアプローチに大別したのである。

レベルI 選択的 (selective) アプローチ

レベルII 集中的 (concentrated)
アプローチ

レベルIII 総合的 (integrated) アプローチ

第1レベルの選択的アプローチは、国内に生起する社会問題の中に現れる国際的福祉問題を扱い、世界的問題との関連を学ばしめるもの。一般的福祉問題の中で、特異性を持つ民族的、人種的、宗教的、言語的に独特の集団に接近し、彼らの価値観、文化・社会規範、伝統などを学び、問題解決に役立つ社会資源と結びつける。

通文化的な接触とは異なり、特定の実習生が

特定の問題グループに限定してかかわりをもつために、このアプローチには、複雑に入り込んだ社会資源の動員は少いのが特長である。

第2の集中的アプローチは介入する専門職により、国際教育、国際ソーシャルワーク、国際公衆衛生、国際社会開発、等とされる。このアプローチを学ぶ学生は、社会福祉一般を学ぶというよりも、国際ソーシャルワークを主専攻とするか又は、集中的に学習したいという学生に向いている。

“集中的”アプローチの焦点は、問題の根は政治、経済、宗教などの軋轢にありながら、生活問題に顕現した問題は、社会福祉とその政策の発達によらなければならないことを学ぶ。

そして学生は、圧迫され、社会の営みから疎外されたグループの人々の中で働く技術を習得する。集中的アプローチでは、老人、児童、精神障害者などをターゲットとして集中的な学習をするのと同じように、難民・移住労働者などの国際問題の担い手のソーシャルワークや教育プログラムにかかわる。このアプローチは将来、国内外の国際機関に就職しようとする学生には好適である。

第3レベルの総合的アプローチは、国際ソーシャルワーク、国際社会福祉、国際社会開発の

ための機関の中で、ソーシャルワーカーを中心的役割を果たすことを学習せしめる。そのための教育においては、世界的に広がる人間の苦悶を存続させる複雑な社会的、政治的、経済的な力を分析する研究技術を発達させ、学生が、地方、国、国際間の組織でリーダーシップをとりながら、社会的に抑圧された人々の“状態改善”をはかる学ぶ。かのような教育体験をもった者は、NGO、準政府機関、米国国際開発庁、

国連機関のような政府機関に働くことへの準備ともなる。（但し日本のように、企業・団体が大学の専攻は問わず、雇用してから後で、目的に応じた研修で、各組織の求める人材を育てていくという国では、こうした大学の努力は、卒業後の働きに意味を持たなくなるという限界につき当たるのが問題である。）

ともあれ、国際社会福祉教育の目的や実習機関は次の「表5」に示す通りである。

表5 ソーシャルワーク教育の国際化にかかる教育目的と学習目標

	レベルI 選択的アプローチ	レベルII 集中的アプローチ	レベルIII 統合的アプローチ
機 関 例	国際社会福祉問題を扱う一般の社会事業機関（病院、福祉事務所、市役所など）	国際社会事業を遂行することを第1目的として設置された機関（UNHCR、ISS、外国人相談センターなど）	一般的な国際問題を扱う機関であるが、その中で国際社会福祉実践を含む機関（例えば国連、UNICEF、米国国際開発機関、日本青年海外協力隊など）
教 育 目 的	1. 国際社会問題と国内で発生している国際社会問題とのつながりを明らかにさせる（例、政治的難民、経済移民、エイズ患者などの増加） 2. 国際社会、政治経済的不平等に根ざす接近しにくい問題を身近に感じさせる（例、人種差別、貧困の女性化、少数民族間の葛藤、全世界的貧困など） 3. 国際社会問題の原因と表出の関係への深い認識に至らしめる（例、政治難民、経済移民、宗教・言語・民族的少数者、戦争被害者など）	1. 國際ソーシャル・ワークを選択する学生に、国際機関のソーシャルワーク実践にかかる知識、価値、技術の基盤を身につけさせる 2. ソーシャルワークや福祉政策を形成する複雑な国内的、国際的な内、外の圧力を理解させる。 3. 巨大な社会が生み出した“抑圧されている人々”や“排除されている人々”が持つ正当なニーズに基づき、彼らに近づく初步的な技術を身につける。 4. 国際機関の舞台で学生は、世界的な政治・社会・経済上の不平等に起因する社会問題の解決に当たる技術を発達させる。	1. 十分に統合されたカリキュラムの中で、学生が国際ソーシャルワーク及び社会開発機関での指導的役割を認識する 2. 国際ソーシャルワークを統合アプローチ水準で専攻した学生は、NGO、国連の専門機関、各国政府の国際機関で働く準備が行われる。 3. 様々な専門職から成る実習現場で学生に国際社会、政治、経済の圧力による人間の苦痛の国際的ひろがりを理解する。 4. 社会的に抑圧された人々の「人間的生活状況」を改善させるためのリーダーシップと実践技術を体験させる。

(表5つづく)

	レベルⅠ 選択的アプローチ	レベルⅡ 集中的アプローチ	レベルⅢ 統合的アプローチ
学習目標	<ol style="list-style-type: none"> 学生に多様な異種文化をもった人々に対する感受性を高めさせる体験を与えること。 普通の機関で対応し切れない国際問題の被害者たちは国際間の圧力が生み出したものであることを認識する。(その例としては戦争被害者、政治的・宗教的難民、人災である公害の被害者) 援助の実際に当たって特有の社会・文化的要素の理解の大切さに気づかせること。 	<ol style="list-style-type: none"> 自国と他の国のソーシャルサービスや社会福祉に影響を与えていた国際社会の事情をたしかめ、理解する機会を与えること。 教室と実践学習を通して、独特の文化や地方色を反映する福祉の方法を具体化させる技術を発展させること。 歴史的、文化的に発展してきた福祉政策は何かを検証し、国内、国際間の社会福祉プログラムと政策のダイナミックスを評価することに关心を抱かせること。 	<ol style="list-style-type: none"> 国家的、国際的な不平等を温存させた国際社会、政治、経済上の要素は何であったかを考えるために教室と実習の学習を行う。 国際社会のダイナミックスに起因する社会問題への高度の解決策を用いる専門技術を発展させること、例えば社会的予防策、保護、処置など。 国際的、国内的な社会政策の活動に関心をもちながら歴史と文化をこえて発達して来た社会福祉政策のダイナミックスを検討する学生の能力を強化すること。

かのような教育目的と学習目標に基づく国際社会福祉教育の構造について解明した上で、エスティスは国際社会福祉教育を斬進的専門化レベ

ルにそって3つのアプローチに分類した。それが「表6」の提言である。

表6 国際ソーシャルワーク教育へのアプローチ別、教育内容の一般的構造

	進度 レベルⅠ 選択的アプローチ	進度 レベルⅡ 集中的アプローチ	進度 レベルⅢ 統合的アプローチ
一般的構造	<ol style="list-style-type: none"> 現在の学科目や与えられた実習体験の中に組み込まれている国際的な内容を選択的に取扱う 他の一般の課目と同程度の関心で国際問題を扱う ある学生が国際社会問題をリポートの中にとりあげるなど、特別の構えをせずに一般的なこととして関心を向ける 	<ol style="list-style-type: none"> 学生が“国際ソーシャルワーク”や“社会／経済発達”の課題を主専攻又は集中学習課題として表明する。 主専攻又は集中学習課題にそって選択コースがとられ、実習もそれにそって行われる。 図書に基づきリサーチやリポートも専ら、自らの集中学習課題にそったテーマで書かれる。 	<ol style="list-style-type: none"> すべての主要学習体験の中に国際的な内容がとけ込んでいる状態。 このレベルを選んだ学生は「国際ソーシャルワーク」又は「社会／経済発展」が主専攻、集中学習課題として追究する。 国際発展に関する大学内の他の学部学科の学習を組み合せ、2重専攻の学位プログラムが形成される。
履習必要コース	<ol style="list-style-type: none"> 国際ソーシャルワークに関連する課目として、例えば社会政策、人間行動、リサーチ、援助技術（例えば人種に配慮しての実践、比較社会政策など） 	<ol style="list-style-type: none"> 現在の必修に加え、国際的内容にかかわる社会開発論など（例えばエイズの国際的側面、飢餓、平和、人権など） 学生の集中学習課題にかかわる特別な学課目を追加してよい 	<ol style="list-style-type: none"> 基礎と上級のカリキュラムの両面で、必要とされる学課目が付加される。 学生は、それが適切であれば大学内の他専攻の学課目を選んで選択することができる（例えば経済学、政治学、公衆衛生など）

3. 進度の3レベルに応じた社会福祉実習教育のあり方

社会福祉教育は実習教育において完成されるところから、エステスの研究は、国際社会福祉

の実習教育にまで展開される。実習教育においても進度レベルの初步的なものから、高度となるもののへの3レベル様式を貫いて解明するものが特長である。（「表7」参照）

表7 国際社会福祉教育の3段階に応じる実習のあり方

	進度レベルI 選択的アプローチ	進度レベルII 集中的アプローチ	進度レベルIII 統合的アプローチ
基 本 的 要 素	<p>1. 学生は様々な文化的・社会的背景の異なる人々に接する場合の幅広い技術を発達するよう期待される。</p> <p>2. 要求される実践能力としては文化的に異なる個人、家族、集団の特別ニーズに対する感受性が含まれる。</p>	<p>1. 学生には広く多様性をもって現れる社会・文化的崩壊の影響を蒙った人々を組織の再建に向けて行動させるための幅広い技術が求められる。</p> <p>2. 要求される実践能力は、個別サービスの他、土着グループの中で働く技術を含む。</p> <p>3. 学生には、社会計画、アドミニストレーション、リサーチ、その他専門活動の技術を身につけ、直接サービスの提供を支えることが要求される。</p>	<p>1. 学生には、広い多様性をもって現われる社会、文化的崩壊の被害を蒙った人と組織の再建のために働く、幅広い技術を発展させることが求められる。</p> <p>現場実習の中心は、国際的な文脈での働きに関する技術としての社会計画、プログラム開発、サービスのコーディネイション、地域開発などである。</p>
基 本 構 造	柔軟性をもつが、一般にクラス学習と実習が同時的進行で行われる。	大いに柔軟、殊に学生と機関のニーズを合併させて、特別なプログラムが立てられる。	レベルII以上に柔軟な構造で、独自の開発と工夫とは、学生が外国の機関で実習する場合には、殊に必要とされる。
機 関 の タ イ プ	難民定住センター、移民サービスセンター、人種・宗教及び他言語集団のメンバーへの援助機関を含む、ソーシャルワーク及び社会サービス機関。	全国の普通の地域サービスの中に国際プログラムを持つ社会機関及び社会開発機関。	地域サービスの中に国際プログラムをもつ機関、国のどこにでもある全国的組織又は海外にある国際社会機関で、特に国連システムの中の専門機関なども含まれる。
機 関 の 機 能	多様なサービスを提供するが、直接サービスを重点とする。	多様なサービスを持つが、直接サービスのみならず、直接サービスを支える間接サービス（例えば、社会計画、アドミニストレーションリサーチと評価など）も行う。	多様であるがメゾ（例えば施設）とマクロレベルの活動（社会基盤の改良、改革、変化など政策に方向づけられる活動）を拡げることを強調する機関。
場 所	身近かな地域や地方の機関。	地方、全国どこでも、海外の機関の場合もある。	地方、全国どこでも、国内外に設置されている国際機関。

(表7つづく)

	進度レベルⅠ 選択的アプローチ	進度レベルⅡ 集中的アプローチ	進度レベルⅢ 統合的アプローチ
ス ト レ ビ ジ ョ ン	いつも契約している協力機関だが、通文化的国際ソーシャルワークについては外部のコンサルタントを活用することもある。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非ソーシャルワーク機関の場合は、事前に契約関係をうち立てスーパービジョンが受けられるように手配せねばならない 2. 地域の実習配属先と、他の社会福祉機関又は地域の中にある社会福祉学校との提携がある場合には社会福祉スーパービジョンが可能。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非ソーシャルワーク機関の場合は、事前に契約関係をうち立て、スーパービジョンが受けられるように手配せねばならない。 2. 左に同じ。
協 力 体 制	<ol style="list-style-type: none"> 1. 普通、実習先機関の機能を利用するが、実践現場としては、民族の多様性によって、先住民美術センターや集会ホールなど、拡大されたいいくつかの機関のプログラムを活用することが望ましい。 	学生が属する大学から遠い地域で実習する場合は、他の大学を含む適当な専門機関と大学とが事前にリンクageや協力体制を作っておくことが望ましい。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 近くの地域であると否とを問わず、大学と専門機関との事前の関係づけは必ず必要。 2. すでに出来ている世界的、全国的、地域的実習協力ネットワーク及び海外の大学とのリンクageを活用し、事前協力をを行う。

4. 機関や大学での

国際社会福祉教育のマニュアル

国際社会福祉教育の場を大学院教育の中で体系化したのがエスティスであるとするならば、大学でも、社会福祉機関の第一線においても活用できる国際社会福祉教育の手引書を作成したのがコネティカット大学のリン・ヒーリー博士 (Lenne M. Healy) である。ヒーリーは、全米ソーシャルワーカー協会と共同研究を行い、国際化する社会福祉とサービス現場でのワークショップや、国際社会問題に関心をもって実習に来る学生などへのガイダンスの際の手引として、多目的に利用できるマニュアルを『国際開発内容の社会福祉カリキュラムへの導入』 (Introducing International Development Content in Social Work Curriculum) として発行した。

マニュアルは181頁、ルーズリーフ式の大部のものであり、内容の構成は次の通りである。

第Ⅰ部 基本概念とカリキュラム問題

第1章 ソーシャルワーカー教育における国際開発視点の必要性：21世紀への不可避的任務

第2章 開発と社会開発：定義と背景

第3章 開発教育の定義

第4章 ソーシャルワーク教育の中での国際開発概念の定着：道路地図としてのカリキュラム政策の表明

第5章 行動開始：国際開発カリキュラムの目的設定

第6章 内容選択上の配慮：カリキュラム標本のモジュール、活用への導入

第Ⅱ部 カリキュラム・モジュールズ

モジュールA：世界規模の貧困、飢餓、発展：家族と児童のウェル・ビーイングへの基本問題とインパクト

モジュールB：児童の人権：ソーシャルワークの世界と国内問題への介入

モジュールC：国際社会福祉の実践：応用 事例としての国際児童養育組

第Ⅲ部 資源へのガイド

- 1 基本文献
- 2 カリキュラム・ガイド
- 3 国際社会福祉文献
- 4 国際・開発教育におけるその他の資料
- 5 関連専門誌
- 6 その他の文献と国際機関出版物
- 7 ビデオと視聴覚教材
- 8 國際開発に関する機関

以上のように、この手引きは、きわめて具体的で、すぐに利用できる教育事例、図表、統計、文献などで満ちており、教師やワーカーがワークショップを運営する際の設問なども用意されている適切な手引きである。日本の文献は言語の壁で、よく知られた小説以外、紹介されていないことは残念であり、国際社会福祉教育研究の日本の成果を、今後海外に紹介していく必要性を痛感させられる。

Ⅲ わが国、国際社会福祉の実践と 教育の課題

I 國際化するわが国社会のニーズ

社会主義経済の行き詰まりから、東側が市場経済に移行する中で、世界を2分していた東西対立の構造が消滅した。東側を縛りつけていた政治的な力が弱体化することで、逆に顕在化して来た問題は、東・西両陣営が共に抱いていた南北格差と、民族自立への欲求が急激に噴出したことである。

これまでの欲求を抑圧されて來た人々は、自らのアイデンティティーを求めて民族ごとに分立て團結を試み、より高い生活を求めて、国家間の移動をし始めた。その結果、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ドイツ、フランス、など比較的

豊かな安定した国々に移民や難民の流れが一層明確になった。

わが国も、この世界的傾向に關係がないわけではない。1989年（平成元）年では、わが国にはすでに98万4千人強の正規の外国人登録者総数があった。それに加えて、3万人の中国帰国者、6千人のインドシナ難民の定住者、年間2万組に達した国際結婚の相手方の帰化がある。単純な入国者数の中には一時的な旅行者や留学生なども含まれるので、それが、永久的な外国人居住者数を増やすことにはならないにしても、年間300万人の外国人が入国を果たしているということになる。

（「表8」参照）

これらの動向を展望してみると、日本の社会は、たしかに住民の国籍・民族の多元化の方向に進んでいることが明らかとなる。

そして人間生活のある所には様ざまの生活問題、福祉問題が生まれて來るのであるから、社会福祉の実践も、これからは住民の背景によって、多民族・多文化の福祉問題の方向にシフト転換をはからなければならない急務があることが分かる⁽⁸⁾。

事実、病院では医療保険を持たない外国人の医療費問題が現れており、いわゆる3Kの仕事とされる製造、建設などの職場では、発展途上国から来日した外国人労働者の雇用が行われ、その子弟の生活は、保育園や義務教育に及んで、コミュニケーション問題を引き起こしている。

すべての外国人が日本で問題を起こすとは限らないが、他の文化圏から新たに参入してきた人々ほど、新しい社会では「傷つきやすい人々」となるわけである。

わが国には「図1」で示すように、世界規模で発生する国際社会福祉問題の一部が、国内問題として発生している⁽⁹⁾。国内に見る国際社会福祉問題は、表面には見えないかも知れないが、世界規模の問題と地下茎で連続しているのである。それ

は明らかに同じ地球上の問題であるという文脈の中で捉えることができるものなのである。

表8 日本への外国人の入国

年	1988	1989	1990	構成比
総 数	2,414,447	2,985,764	3,504,470	100.0
アジア州	1,387,050	1,791,652	2,164,373	61.8
韓国	515,807	806,065	978,984	27.9
台湾	392,723	501,907	610,652	17.4
中国	112,389	100,144	117,814	3.4
フィリピン	86,567	88,296	108,292	3.1
タイ	41,994	49,117	69,477	2.0
マレーシア	45,887	54,569	58,112	1.7
シンガポール	35,241	38,201	43,512	1.2
香港	29,127	32,007	38,622	1.1
インドネシア	21,425	26,205	32,605	0.9
イラン	14,693	17,050	32,125	0.9
イラン	21,736	21,500	20,623	0.6
その他	69,461	56,591	53,555	1.5
ヨーロッパ州	395,843	451,968	516,450	14.7
アフリカ州	10,038	11,653	12,095	0.3
北アメリカ州	530,767	611,779	644,525	18.4
南アメリカ州	31,269	48,778	92,863	2.6
オセアニア州	56,542	67,390	71,547	2.0
無国籍	2,938	2,544	2,617	0.1

資料：法務省入国管理局登録課「平成2年中における外国人及び日本人の出入国統計」、
「国際人流」1991年5月。

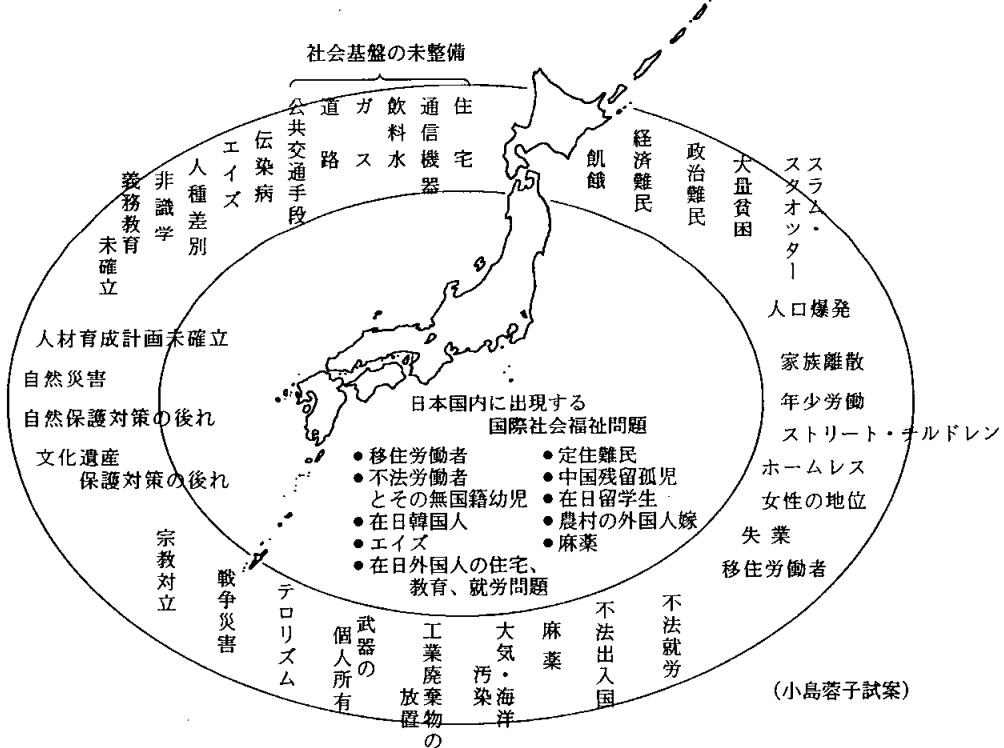


図1 世界レベルと国内に出現する国際社会福祉諸問題

ソーシャルワークは、地元に国際的な生活問題が生起すればそれを避けて通ることの出来ない専門職なのであるが、これまでの社会福祉政策と、ワーカー教育は、過度に国内志向に偏して来た向きがある。

一方、第Ⅱ章で見たように、アメリカ社会は、世界の縮図でもあることを反映して、国内の社会福祉問題と、海外に見る国際社会福祉問題との間に距離はなく、同時的に発展して来た結果が、エスティス教授の国際社会福祉教育実践の3モデルを生むに至ったとも云える。

アメリカの社会福祉教育は、戦後少なくとも5度、国際責任の幅を広げなければならぬ世界変動からの挑戦を受けた。第1期は1945年の太平洋戦争の終結の後、極東の窮乏や戦争孤児の援助のために、民間社会福祉分野にララ物資やケア物資を日本に援助する組織が生まれ、キリスト教児童基金、国際養子縁組機関など、多くの国際社会福祉団体が生まれ、それに呼応した国際ワーカーの養成が行われた。第2期は1950年の朝鮮戦争の後、アメリカ本土に戦争孤児や障害児童を受け入れて養育する国際養子縁組組織を活発なものとした。第3期は、1960年初頭にケネディ大統領のもとで、発展途上国への平和的援助を青年たちの福祉・教育・開発活動にゆだねた「平和部隊（Peace Corp）」が制度化された時期である。開発モデルの福祉活動は有給、フルタイムの青年ボランティアによって全世界に普及された。その後も、中国とソ連の後押しもあってインドシナ半島の政治状態は改善されず、第4期、1980年代の難民大量発生の時期での挑戦を受ける。北米2国は、難民受入の連邦・州政策及びNGO活動が拡大し、教育・研究も多文化・同化政策の方向で強化される。

第5期は、1990年代に入り、東西冷戦構造の終焉の前後に現れる。主に東ヨーロッパの政治難民、経済移民への対応及び民族紛争の被害者救済にせ

まられて、国際化が進展した時期である。

わが国は西側陣営に属し、大抵のことでは欧米に歩調を合わせるが、国内の福祉政策の国際化という点では、全く無関係の経緯たどる。つまりわが国は1980年代に入ってG N Pがアメリカを上まわり、国際貿易収支の黒字が累積した。海外で「日本はその富をより国際社会の発展と福祉に貢献すべきである」との国際世論が高まり、それに刺激されて、国連の難民援助活動、平和維持努力、飢餓救済、地球環境対策に財政的、人的に積極政策を打ち出したのはやっと、1980年代以降1990年代のことである。

2 わが国、国際社会福祉教育の発展課題

世界先進諸国の歩みには、40年の立ち遅れを見たものの、国際社会福祉教育への取り組みは戦後に始り、第23回、国際社会福祉教育会議の東京開催（1986年）をきっかけに再度強化されるようになった。

1987年正規に学科名を「国際社会福祉論」又は「国際社会福祉」と命名して教育を進めている大学は、全国福祉系大学・短大60校中、10校でしかなかったが、1992年の筆者の調べでは「国際的内容を盛り込んだ学科がある」とする学校数は16校に及ぶようになった。

わが国では「国際社会福祉論」なるものの典型的なシラバスが未熟で直接この科目に関係する文献が質・量共に少ないことが理由の1つ。加えて、社会福祉士の国家試験科目が国内問題一辺倒で、「国際社会福祉論」までの世界的視野へのひろがりを欠いているために、社会福祉教育の対応は、わが国では先進国としては例外的に未だ発展途上である。

しかしながら、今後の発展が予測されるいくつかの流れを認めることが出来る。

その第1は国際社会福祉にかかる公的機関

及び、わが国に約300を数えるN G Oの中に社会福祉を専攻した人々が徐々にとは言え、職員として参加していること。

第2は、「国連障害者の十年」の1983～1992年を経て、1993～2002年が「アジア障害者の十年」であることを国連・アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）は宣言している。1980年代より我が国にはアジア発展途上国の福祉実践と人材教育への協力が求められて来つつある。

そして第3は、日本社会事業学校連盟の機能としての国際関係へのとり組みの重要性から、そのセミナーの作業部会として、「国際社会福祉教育」の分科会が設置され、科学的究明が1993年度から試みられる段階に至った、ということがある。

これらの動きは20世紀最後の10年の歴史の中に現れるであろう変化を示唆している。

これまで国際関係というと自己の日常性から遠い対岸の火事と思われてきた。しかし今や世界を相手に日々を生きる人々も増加している。同じ家族やクラスメートや職場の友の中に異人種・異文化で育った人々もいる。異文化生活問題は身近に起っている。

各国の国内法で疎外されている他国籍住民を人道的見地から守ることこそ国際社会福祉実践の責任である。自国民の福祉に責任をもつはずの国自身が貧しく、社会福祉・保健・教育の機能を持つことが出来ない発展途上国は日本の周辺国にきわめて多い。かように国際社会福祉の問題は、日本の国内、日本の周辺国に発現して、今後の日本のソーシャルワーカーの介入を待っている。

国連N G Oが実証するように、国際社会福祉の実践は、世界の社会福祉問題に思いをはせる人々が、海外の現地に赴く場合も、日本において、行動を計画し、現地スタッフの後方支援や、援助企画をすることも活動の中に含まれる。人種・国籍を問わず、世界中の人が人間らしく生まれ、生を

全うするのを見届ける国際社会福祉とその教育の本質は、Thinking Globally, Acting Locally（想いは世界に、働きは地元で）に還元されるものと考える。

参考文献

- (1) 佐藤 進編『外国人労働者の福祉と人権』法律文化社、1992
- (2) United Nations, *Teaching and Learning about Human Rights: A Manual for Schools of Social Work and Social Work Profession*. Center for Human Rights, Geneva, 1992.
- (3) 松井やよい『女のアジア』岩波新書, 1987
- (4) 小島蓉子「世界各圏域の評価と国連活動の方向性」『ジュリストNo.1012』特集：国連障害者の十年, 1992.11.15日号。有斐閣。
- (5) 外務省大臣官房国内広報課『国連と日本』世界の動き社、1990
- (6) Richand J. Estes(Ed) *Internationalizing Social Work Education: A Guide to Resources for a New Century*. University of Pennsylvania, 1992.
- (7) Lynne M. Healy(Ed), *Introducing International Development Content in Social Work Curriculum*. International Association of Social Workers, Washington D.C., 1972
- (8) 小島蓉子「国際社会福祉確立の基盤」『国際化時代の福祉課題と展望』（佐藤進編）、一粒社、1992
- (9) Yoko Kojima, Recent Trends of Internatinal Social Work Education in Japan and Asia 『社会福祉教育年鑑、1992年版』日本社会事業学校連盟、1993。